

令和6年度居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算フローチャート

全居宅介護支援事業所は、次の計算をして下さい。

- 判定期間 前期：3月～8月、後期：9月～2月
- サービス種別 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与
- 計算式（例）
各サービス（例：訪問介護）に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数
÷ 各サービス（訪問介護）を位置付けた計画数



全居宅介護支援事業所は、次の書類を作成して下さい。

- ※書類を作成する際は、注意事項等を確認のうえ作成してください。
- ※様式は参考として様式1を示していますが、下記の必要事項が記載されていれば別様式でも可能です。

【必要事項】

- ・ 判定期間における居宅サービス計画数
 - ・ 各サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
 - ・ 各サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
 - ・ 算定方法で計算した割合
 - ・ 算定方法で計算した割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由
- ※正当な理由番号の記載がないもの、必要書類の添付がないものは、「正当な理由なし」と判断します。

各サービス種別ごとの算定結果が、いずれか1つでも80%を超えた場合
※正当な理由に該当する場合でも古賀市への提出が必要です。

いいえ (いずれも80%を超えない) はい (いずれかが80%を超える)

事務所で算定資料を5年間保存

古賀市健康介護課へ提出
(1部は事業所で保存)
提出期限(必着)：前期 9月15日
後期 3月15日
※様式1、様式2(必要に応じて)、確認資料を提出。

結果 [正当な理由と認めると認めない]
集中減算対象としない

結果 [正当な理由と認めない]
[理由なし]
集中減算対象とする

減算適用期間
前期判定期間：10月～3月減算適用
後期判定期間：4月～9月減算適用